

特別解説

日本企業による会計監査人交代の理由 (臨時報告書における開示例) その1

はじめに

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、当該定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、会計監査人は定時株主総会において再任されたものとみなされる(会社法第328条)。

これまで会計監査人が交代した場合、我が国では、臨時報告書において適時開示が行われてきたが、会計監査人交代の理由が、「任期満了」といった形式的な記載にとどまり、「本音ベースの理由」が外部からは分らなかった。そこで、金融庁は2019年6月に企業内容等開示ガイドライン(以下、ガイドライン)を改正し、臨時報告書に会計監査人が異動した実質的な理由が記載されるよう、具体的な交代理由を例示している(企業内容等開示ガイドラインB基本ガイドライン(監査公認会計士等の異動理由及び経緯)24の5-23-(21))。そして、実質的な異動の理由として、以下のようなものが挙げられている。

- ① 連結グループでの監査公認会計士等の統一
- ② 海外展開のため国際的なネットワークを有する監査公認会計士等へ異動
- ③ 監査公認会計士等の対応の適時性や人

員への不満

- ④ 監査報酬
- ⑤ 継続監査期間
- ⑥ 監査期間中に直面した困難な状況
- ⑦ 会計・監査上の見解相違
- ⑧ 会計不祥事の発生
- ⑨ 企業環境の変化等による監査リスクの高まり
- ⑩ その他異動理由として重要と考えられるもの

開示ガイドラインは、2019年6月21日付で公布・施行された。ガイドラインの施行から満2年が経過したが、本稿では、2回に分けて、2019年6月21日以後、2021年6月末日までに提出された臨時報告書(会計監査人の交代に関するもの)についての全体的な傾向等を調査するとともに、2021年1月1日以後同年6月末日までの間に会計監査人の交代に踏み切った各社が、臨時報告書において開示した会計監査人交代に関する理由や経緯等に関する特徴的な事例を紹介することとしたい。

調査対象とした企業

本稿では、2019年6月21日以降、2021年6月30日までに提出された臨時報告書(会計監査人の交代に関するもの)のべ374社を調査対象とした(2年間で複数回会計監査人が交代した